

福祉の計画

- ・美浜町地域福祉計画（第2次）
- ・美浜町障害者基本計画及び第5期美浜町障害福祉計画及び第1期美浜町障害児福祉計画
- ・第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

町では、地域福祉を推進するための計画、障がい者施策を推進するための計画、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開するための計画を平成29年度に策定しました。

今月号では、これら3つの計画についてお知らせします。

※お問い合わせ先

町福祉課 ☎32-6704

- 地域福祉に関すること（担当・関口）
- 障害者施策に関すること（担当・萩原）
- 介護保険事業及び高齢者福祉に関すること（担当・伊藤満美）



↑地域福祉計画を答申する輪倉一広委員長(左)

計画の位置付け
町では、平成27年度に第五次美浜町総合振興計画を策定し「みんなで創り絆ぎ集う美し美浜」を将来像として平成28年度から平成37年度にかけ各施策を計画的に進めています。
今回の計画は第五次美浜町総合振興計画の福祉分野の基本目標「健やかでぬくもりのあるまち」の実現のために策定されたもので、その位置付けは次のとおりです。

（上位計画） **第五次美浜町総合振興計画**
福祉分野の基本目標「健やかでぬくもりのあるまち」

美浜町地域福祉計画（第2次）
「地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念となる計画【詳細は3頁】」

そのほか
子育て、健康等に関する計画

- ・美浜町子ども・子育て支援事業計画
- ・健康みはま21（健康増進計画）

第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

「介護保険及び福祉サービスを総合的に展開するための計画【詳細は5頁】」

美浜町障害者基本計画及び第5期美浜町障害福祉計画及び第1期美浜町障害児福祉計画

「障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するための計画【詳細は4頁】」

美浜町地域福祉計画（第2次）

■計画策定の背景

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」で、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めています。
町では、平成25年3月に「美浜町地域福祉計画（第1次）」を策定し、「住民の輪で築く幸せ実感 支え合う福祉のまちづくり」を基本テーマに、地域福祉施策を進めてきました。地域福祉の施策は、町民の生活課題（困りごと等）の解決を目指すも

のです。今日の社会では、生活課題は多様化しており、各種制度に基づく公的な行政サービスだけでは不十分で、公的サービス（公助）だけでなく、住民自身による問題解決（自助）、地域の資源や連携による問題解決（共助）等の力も含めて、本町の地域福祉を進めていきます。
この計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度を最終年度とする5か年計画です。

■計画の推進に向けて

町では、「住民相互の連携と共助、団体や事業者と行政との協働による新しい福祉のまちづくりを地域の福祉力を結集して強力に推進すること」を目指し地域福祉施策を展開してきました。また、住民のニーズに基づいて福祉分野の個別計画を策定し、より具体的な福祉施策を実施しています。
しかし、住民間のつながり方が変化していく中で、住民同士が地域で

支え合い、関わり合う環境づくりが難しくなっています。
そのため、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや、課題をまるごと受け止める場の整備等、より住民が地域福祉につながりやすく身近に感じられる取り組みを進めることが必要です。
これらの取り組みを進め、本計画の最終目標である、住民が幸せを実感し、美浜町で安心して生活を送れる環境づくりを目指していきます。

計画の体系

基本理念

住民の輪で築く 幸せ実感
支え合う福祉のまちづくり

[基本目標]

みんなで創る、
全員主役のまちづくり

[基本施策]

- 福祉に対する意識の改革
- 福祉についての学習の推進
- ボランティア活動・住民活動・各種団体活動の推進
- 住民中心の健康づくりと医療分野との連携
- 地域の人的資源の確保・育成と地域の物的資源の活用
- 地域共生をめざした地域包括ケアシステムの構築
- 必要な福祉サービスの提供体制の充実
- 子育て支援の推進
- 自立をめざした生活支援体制の強化
- 就労の支援
- 生活しやすい移動環境・移動支援の充実
- 防犯や災害に関する危機管理体制の強化
- 地域住民が孤立することのない相談体制の強化
- 交流の場・交流活動の推進
- 福祉サービス等の基盤整備と質の向上
- 適切な情報の提供と管理体制の強化
- 公共施設の有効活用・充実

ともに絆がり支え合う、
暮らしやすいまちづくり

笑顔で集う、信頼と
安心のまちづくり

計画期間

平成30年度～34年度

美浜町障害者基本計画・障害(児)福祉計画

計画策定の背景

「美浜町障害者基本計画」は、障害者基本法に基づき、町内における障がい者のための施策に関する基本的事項を定めたものです。

「第5期美浜町障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、町内における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定められたものです。また、児童福祉法の改正により、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、新

たに第1期美浜町障害児福祉計画も一体のものとして併せて作成しました。

今回の計画では、町内の障がい者の現状を把握するため、障害者手帳を所持している方と、その家族を対象にアンケート調査を行いました。

そして、3回の策定委員会により、住民や関係団体等の意見、本町の地域特性を反映し、国の指針に基づいた計画として策定しました。

計画の推進に向けて

美浜町では、「障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美し美浜の実現」を目指して障がい福祉の取り組みを実施してきました。また、推進方針として、「認め合い、支え合うまち」と「その人らしく生きられるまち」を掲げています。これらの理念と方針は、地域共生社会の理念にかなうものであるとともに、障がいのある方を含む、地域に住む

すべての人がその人らしく生活する権利の保障を目指すものとなります。

今計画では、児童の早期療育支援の充実と障害者の就労の場の確保等に努め、障がいのある方が生きがいを持って生活できる環境づくりと、障がいのある方もない方も、ともに暮らせるまちづくりを前進させていきます。

計画の体系

基本理念

障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美し美浜の実現

基本目標

理解が深まる
まちづくり

- 権利擁護
- 制度の周知
- 情報とコミュニケーション支援の充実
- 心のバリアフリー化

ともに生きる
まちづくり

- 地域で支え合う意識と体制づくり
- 社会参加の促進
- 相談機能の充実
- 発達支援及び教育の充実
- 就労への支援

笑顔と安心のまはせひろ

- 障害福祉サービスの充実
- 安全・安心の確保
- 住居の確保・改善への支援
- 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進
- 健康づくりの推進
- 医療負担及び障がいの軽減への支援

計画期間

平成30年度～32年度

第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

計画策定の背景

「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定めた計画で、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法に基づき、老人福祉事業の目標を定めた計画です。これらの計画を一体的に策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

計画の策定にあたり、平成26年度に策定した「美浜町第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」に記載したサービス事業や各種取り組みの進捗状況を検証し、その成果と問題点を客観的に分析・評価しました。

そして、住民や関係団体等の意見や本町の地域特性を踏まえ、制度改革等に対応した計画として策定しました。

第7期計画のポイント

平成29年の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステム(下図)の深化や推進、介護保険制度の持続可能性の確保等に力を入れた計画を作るよう求められています。地域では、自立支援・重度化予防に向けた保険者機能の強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進等が主なポイントとなります。

地域包括ケアシステムのイメージ



計画の体系

基本理念

誰もが安心して暮らせるぬくもりとふれあいの町

基本方針

安心して暮らせる
地域をつくる

- 安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築
- みんなで支えあう意識と体制づくり

心身ともに健康にいいき
と暮らせるまちをつくる

- 地域社会への積極的な参加の促進
- 若年期からの健康づくり
- 自立支援・重度化予防の推進

住み慣れた地域で安心した生活
が継続できるまちをつくる

- 在宅医療・介護連携の強化
- 状態に応じた適切な介護サービスの利用
- 介護サービスの充実と質の向上
- 生活支援サービスの充実
- 認知症施策の充実
- 介護者への支援

計画期間

平成30年度～32年度

さまざまな地域の活動に参加します 緑のふるさと協力隊

町では、町民との交流による地域活力の向上を図るため、4月から「緑のふるさと協力隊」を受け入れます。

※お問い合わせ先
町みはまブランド開拓課(担当・渡辺) ☎32-6714

■緑のふるさと協力隊とは

NPO法人地球緑化センターが、農山村の現状や暮らしに関心を持つ若者を、地域に1年間派遣するプログラムです。

派遣された隊員は、各地域の人々と関わりながら、多種多様な活動にひたむきに取り組めます。農林畜産業をはじめ観光や福祉、教育等さまざまな分野の活動を通して地域おこしのお手伝いをしていただきます。

■町内での活動

町では、緑のふるさと協力隊の受け入れは初めてで、隊員には来年3月までの1年間、ボランティアとして農業や畜産業、福祉活動等に取り組んでいただきます。



↑山口町長(右)から委嘱状の交付を受ける舂水さん(左)

西村 正樹氏が副町長に就任

任期満了により、3月31日に戸嶋秀樹氏が美浜町副町長を退任されました。これに伴い、町では、副町長に西村正樹氏(日向)を選任し、平成30年第2回町議会定例会で同意されたことを受けて、4月1日付けで同氏が副町長に就任されました。

◇プロフィール

西村正樹(にしむらまさき)

■昭和32年12月11日生(60歳)

■経歴

昭和56年3月京都産業大学卒業後、10月から美浜町役場に職員として奉職。健康福祉課長、企画政策課長を歴任後、総務課長を平成30年3月まで務める。



■就任のあいさつ

この度、4月1日付けをもちまして副町長に就任いたしました。美浜町の振興発展のため、もとより微力ではありますが、誠心誠意全力を尽くしてまいります所存であります。

現在、美浜町は少子・高齢化による人口減少や福祉ニーズの多様化、移住定住の促進等、喫緊の課題に直面しております。

また、本町は第五次美浜町総合振興計画に掲げる将来像である「みんなで創り絆ぎ集う美し美浜」の実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいます。

私は、約37年間美浜町職員として奉職させていただき、さまざまな業務に携わってまいりました。今後は、永きにわたり行政で培ってきた経験を活かすとともに、戸嶋前副町長の功績をつなぎ、町政が確実に進展できるように山口町長の補佐役として、また職員相互の緊密な連携を基軸に全力で職務を果たしてまいりますのでよろしくお願いたします。

町民の皆様におかれましては、引き続きご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

～隊員インタビュー～

プロフィール

氏名 舂水 良子 さん
出身地 神奈川県川崎市
年齢 21歳
好きなこと 運動、歌うこと、食べること、寝ること



●隊員になろうと思ったきっかけはなんですか？

元々、農業と子どもが好きで、大学では保育の勉強をしていました。保育関連の就職活動を活動をする中で、農業をやってみたいと思いが捨てきれず、今回思い切つて参加することにしました。

●活動に対する意気込みを教えてください

この1年は「とりあえずやってみる」という精神で、さまざまなことに挑戦したいです。色々な方とたくさん話をしたいし、子どもともたくさん遊びたいと思っていますので、見かけたら気軽に声をかけてください。

●美浜町に来た第1印象を教えてください

海も山もあり、農業以外に漁にも出られると聞いたので、この1年間、たくさんの方と体験ができるのではないかとワクワクしています。

新しい美浜の土産を開発

「美浜おみや」完成試食会を実施

■お問い合わせ先
町みはまブランド開拓課
(担当・後藤)
☎32-6714

美浜おみやラインナップ

名称	特徴	事業者等
美浜塩熟ぶり	生ハムのような味わいが特徴の塩鯊	ふくい食ブランド推進(株)
匠のキューブ米	町内産の米4品種の食べ比べセット	2GO 倶楽部
ごはぎ	町内産のもち米や大谷原のさつまいも等を使用	五湖の駅
へしこ BURN!	手軽に食べられるよう、スライスして焼いたもの	五湖の駅
糠漬け鯖へしこのオリブオイル漬け	パスタ等、洋風アレンジに使用可能	五湖の駅
五湖の紅茶・GOCOTEA	三方五湖をイメージしたブレンドティー	五湖の駅
味噌饅頭「難攻不落」	佐柿国吉城にちなんだ菓子	中西製菓
あけてびっくり美浜箱	美浜の魅力いっぱいのクッキーの詰合せ	美方高校調理部
へしこチーズタルト	ポートと水晶浜をチーズタルトでイメージ	美方高校調理部
みはまボール	へしこことさつまいもをすり身に混ぜ込み、天ぷらにしたもの	美方高校調理部
美しい玉	無農薬で洗わずに食べられるレタス	(株) NOUMANN

3月26日に、「美浜おみや」の完成試食会が町役場で行われました。「美浜おみや」は、町内の地域資源を活用した特産品の開発や既存商品の改良等により、美浜町ならではの魅力ある特産品の開発を行い、町の魅力発信に繋げようと町が取り組んでいるものです。昨年10月から意欲ある事業者を募り、12月に審査会を実施した結果、町内の5事業者と美方高校調理部が計12品を制作し認定されました。試食会当日は、商品コンセプトを各事業者等が説明し、その後試食を行いました。出席した約30人のバイヤーは、



↑完成した「美浜おみや」をアピール

原料や製造方法等を確認しながら、味やパッケージ等について感想を話し合っていました。町では、今後も美浜おみやの認定数を増やし、販路拡大を進めていきます。

福井しあわせ元気国体 2018 福井しあわせ元気大会 2018

第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ



国体・障スポの開・閉会式の観覧者を募集します

福井しあわせ元気国体、福井しあわせ元気大会 県実行委員会では、両大会の開・閉会式の一般観覧者を4月27日より募集します。

メイン会場となる福井運動公園の正面入り口には、福井県産のスギを使った長さ41メートル、高さ7メートルの歓迎ゲートを設置する予定です。

皆さんも、開会式・閉会式を観覧して、選手たちと同じ感動を味わいませんか。

募集の詳細は次のとおりです。



↑歓迎ゲートのイメージ図(福井運動公園)

- 開催日**
 - ・国体 総合開会式 … 9月29日(土)
 - ・国体 総合閉会式 … 10月9日(火)
 - ・障スポ 開会式 … 10月13日(土)
 - ・障スポ 閉会式 … 10月15日(月)
- 会場**
福井運動公園 陸上競技場(福井市福町3-20)
- 入場料金**
国体総合開会式のみ入場料金が必要
[中学生以上 1,000円、小学生以下 500円]
- 定員** 各開・閉会式とも5,500席(予定)
※申し込み多数の場合は抽選
- 申込方法** ホームページまたは郵送によりお申し込みください。
- 申込期間** 4月27日(金)~6月11日(月)
- 開・閉会式に関するお問い合わせ先**
「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会 実行委員会事務局 ☎0776-20-0735

はびねすダンス・音頭コンテスト 二州・若狭大会開催!

4月8日に「はびねすダンス・音頭コンテスト二州・若狭大会」が総合体育館で開催されました。

はびねすダンス・音頭コンテストは、県内3地区(福井・丹南・坂井・奥越、二州・若狭)で予選大会が開催され、各地区予選大会の入賞チームは6月に開催される決勝大会出場及び福井国体・障害者スポーツ大会の開会式・閉会式に出演できる権利が与えられます。

当日は、どのチームも工夫を凝らしたダンス・音頭を披露されていました。美浜町から出場した「チームみはま」も笑顔で息の合ったダンスを披露しましたが、惜しくも入賞を逃しました。今後も国体・障スポに向け、はびねすダンス・音頭を踊ってみんなで両大会を盛り上げてください!



↑「チームみはま」の選手たち

お問い合わせ先

町美浜創生戦略課 国体推進室内

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会美浜町実行委員会事務局(担当・今安)

☎32-6715 FAX 32-1115 国体 HP <http://2018kokutai-mihama.com/>

Facebook



美浜発電所の状況

今回の報告では、3月16日から4月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします

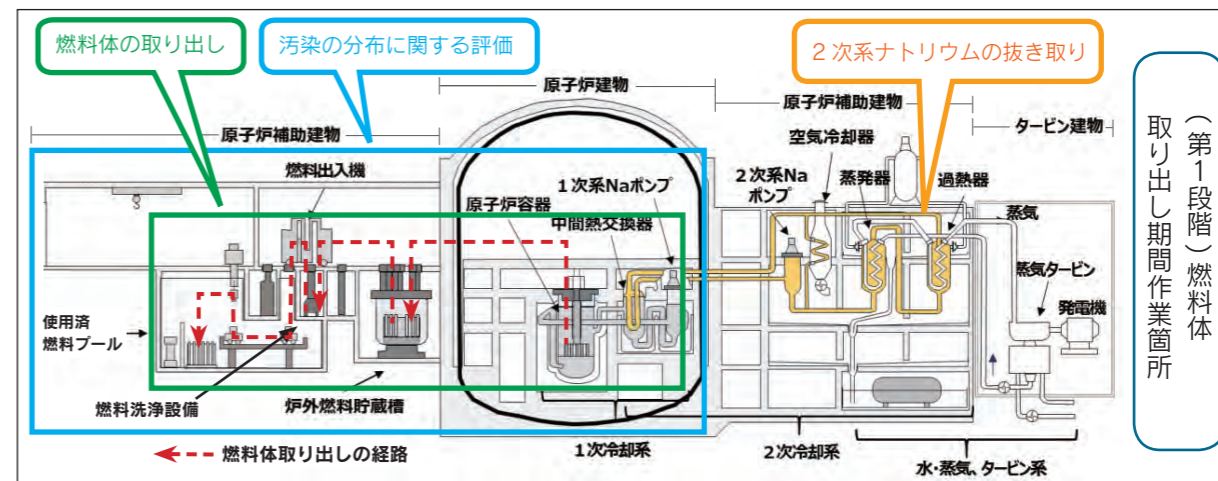
美浜1号機	廃止措置中(平成29年4月19日~) 第1回定期検査中(平成30年1月15日~)
美浜2号機	廃止措置中(平成29年4月19日~) 第1回定期検査中(平成30年1月12日~)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日~)

「もんじゅ」の廃止措置の全体工程

	第1段階 燃料体取り出し 期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間Ⅰ	第4段階 廃止措置期間Ⅱ
年度	2018 → 2022	2023		2047
主な実施作業等	原子炉容器からの燃料体取り出し作業			
	※ 2次系ナトリウム ※ ナトリウム ※ 抜取作業	ナトリウム機器 の解体準備		
			ナトリウム機器 の解体撤去	
				建物等解体撤去
	汚染の分布に関する評価			
		水・蒸気系等発電設備の 解体撤去		
				放射性固体廃棄物の処理・処分

高速増殖原型炉「もんじゅ」の廃止措置計画について
日本原子力研究開発機構が昨年12月に原子力規制委員会に提出した高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画が3月28日に認可されました。また、廃止措置計画が認可されたことを踏まえ、4月13日に、町と同機構は、福井県と敦賀市の立会いのもと「高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置作業に伴う周辺環境の安全確保等に関する協定書」を締結しました。今回締結した協定では、廃止措置作業に伴う公害防止や交通安全対策のほか、地元物資の調達や地元企業

の活用による地域振興、作業に関する広報や地元からの苦情対応に努めることが定められています。もんじゅの廃止措置作業は、2047年度までの30年間で実施され、大きく4つの段階に区分し、段階的に進められます(左表参照)。本年度(2018年度)から5年間を「燃料体取り出し期間(第1段階)」として、原子炉容器から使用済燃料を取り出し使用済燃料プールに移す作業や、機器や配管等の放射能汚染の分布調査等が実施されます。また、本年12月までに、放射性物質の抜き取り作業が行われます。



町では、締結された協定に基づき、安全を最優先に廃止措置作業が実施されることを求めるとともに、工事の進捗を確認していきます。

※上記の表及び図は、日本原子力研究開発機構提供資料に基づき作成